

弘前市子ども・子育て会議の設置及び運営について

1 設置理由

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月施行予定であるが、これに伴い、市町村は5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられている。この計画の策定・変更にあたり、子育て支援関係者等の意見を反映させることを始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、本市においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり「弘前市子ども・子育て会議」を設置したものである。

2 子ども・子育て会議の主な役割

- ① 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務を処理すること。
 - ア 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
 - イ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
 - ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べる。
 - エ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- ② 児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議すること。

3 委員の構成等

- ①委員数は20人以内とする。
- ②委員の任期は2年とする。
- ③委員構成
 - ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - ・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - ・関係行政機関の職員
 - ・公募による市民
 - ・市長が必要と認める者

4 会議記録の作成・公表について

会議資料及び会議概要については、市ホームページにて公開するものとする。ただし、審議内容のうち、弘前市情報公開条例に規定する不開示情報に該当し、公開することが不相当であると認められる部分については、不開示とすることができるものとする。